

土地区画整理事業（地方公共団体施行）事業計画への意見書の提出について

土地区画整理事業の利害関係者は、事業計画に対する意見書を都道府県知事に提出することができますこととされています。

意見書の作成及び提出にあたっては、下記事項にご留意ください。

1. 記載事項

意見書には「住所」「氏名」「電話番号」のほか、「意見書を提出する事業計画」「事業計画との利害関係」「意見書の趣旨及び理由」「口頭意見陳述の希望」を記載願います。

※次葉の参考様式をご活用ください（「意見」用紙は任意様式としても差し支えありません）。

2. 提出期限

令和7年1月8日(水)まで

3. 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県庁南別館10階

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 まちづくり推進班

※郵送の場合 … 上記提出期限（令和7年1月8日(水)）の日の消印有効とします。

※持参の場合 … 原則、開庁日の午前9時00分から午後5時45分にご持参ください。

《参考：意見書を提出できる方について》

土地区画整理法 第20条第2項〔抜粋〕

当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者(以下「利害関係者」という。)[後略]

” 第55条第2項

利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

《参考：口頭意見陳述について》

土地区画整理法 第55条第5項

前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第2章第3節(第29条、第30条、第32条第2項、第38条、第40条、第41条第3項及び第42条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

行政不服審査法 第31条第1項〔抜粋〕

審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、都道府県都市計画審議会は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。〔後略〕

参考様式

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出します。

1. 意見書を提出する事業計画

和歌山都市計画事業 東和歌山第二地区土地区画整理事業 変更事業計画書(第 15 回変更)

2. 事業計画との利害関係

(1) 事業に関係のある土地等

① 種類 (※該当するものに○を記入してください。)

() 土地 () 土地に定着する物件 () 水面

② 所在地

(2) 権利の種類

(※記載例：所有権、借地権、借家権、抵当権、漁業権、所有者の同意により占有(居住)している 等)

(3) (1) の土地等が事業計画によって受ける影響

3. 意見書の趣旨及び理由

(1) 意見書の趣旨

(※事業計画の内容について、具体的に修正を求める事項を記入してください。)

(2) 理由

(※「意見書の趣旨」に記載した内容を求める理由を記入してください。)

4. 口頭意見陳述 (※該当するものに○を記入してください。)

() 希望する () 希望しない

意見

A large rectangular area with a solid border, containing numerous horizontal dashed lines for writing.

注：複数枚にわたる場合はコピーしてご使用ください。